

三菱ケミカル健康保険組合 2024年度 健康診断補助金の「事後精算」のご案内

健康診断事務委託先：株式会社イーウェル

- ・**（株イーウェルが提携する健診機関以外（最寄りの健診機関やかかりつけ医等）で健康診断の受診を希望される場合、一旦全額立替払いの後、事後精算で補助金を受給することができます。**
- ・なお事後精算のためには、健診項目が「特定健康診査（特定健診）」の項目を満たしていることと、申請書類（申請書及び添付書類）の提出が必要ですので、このご案内の内容を必ずご確認ください。
- ・「パート先等での健診結果回収」の申請と重複しての申請はできませんのでご注意ください。

○対象者

受診日時点で三菱ケミカル健康保険組合に加入している、35歳～74歳以下の方。

（年齢は2025年3月31日時点にて算出）

今年度75歳になる方は、75歳の誕生日前日までに受診してください。

※受診日当日時点で健康保険組合に在籍していなかった場合は補助の対象外となります。

○受診期間/申請期間

受診期間：2024年4月1日（月）～2025年2月28日（金）まで

申請期間：2024年5月1日（水）～2025年4月30日（水）必着

※受診期間外に受診した場合は補助の対象外となります。

※申請期間外に到着した場合は補助の対象外となります。

※受診日当日時点で健康保険組合に在籍していなかった場合は補助の対象外となります。

○補助対象となる方/補助対象となる検査/補助上限額

健康保険の加入区分	年齢	健診・オプション検査名		補助上限額（税込）
一般被保険者 一般被扶養者 任継被保険者 任継被扶養者	35歳以上 74歳以下	健診コース	特定健診項目（別紙3参照）を含む健康診断	¥25,000
		オプション検査 ※右記以外のオプション検査は補助対象外です	子宮頸部細胞診検査（女性のみ）	¥8,000
			マンモグラフィ ※1（女性のみ）	¥8,000
			乳房エコー検査 ※1（女性のみ）	¥8,000
		胃部内視鏡検査 ※50歳以上の方が補助対象	¥20,000	

▼申請に関する注意事項（必ずお読みください）

- ・補助上限額を超過した金額は、ご本人負担となります。
- ・保険診療（保険証を使用した健診費用の一部のみ自己負担の診療）で受診した場合は、補助対象外となります。
- ・オプション検査を申請する場合は、検査の単価が分かる書類（領収証、明細書、価格表等）を添付してください。（セット検査等の理由で単価が不明な場合は、補助が受けられない場合があります。）
- ・子宮体がん検診・子宮エコー（経膈・経腹超音波）は補助対象外です。
- ・※1 マンモグラフィと乳房エコー検査はどちらか一方のみ補助対象となります。（両方を受診した場合、乳房エコー検査は補助対象外となります。）
- ・お勤め先の定期健康診断（自己負担金額無し）を受診されている場合、事後精算は補助対象外です。
- ※オプション検査で自己負担金額が発生した場合も受付致しかねます。

○必須検査項目

特定健診項目（特定健診での受診が義務付けられている検査項目）を満たしていることが補助の条件です。

ご予約の際に必ず、特定健診項目を満たしている健康診断であることをご確認のうえ、受診をしてください。

特定健診項目につきましては、別紙3『特定健診項目一覧表』をご参照ください。

○事後精算の流れ

- STEP.1** **お手元の書類を確認する**
- 以下の書類がお手元にあるかご確認ください
 - 健康診断補助金の「事後精算」のご案内（本紙） 事後精算申請書兼領収証貼付台紙
 - 特定健診項目一覧表 ※送付用の封筒はご自身でご用意ください
- STEP.2** **ご自身で健診機関へ予約する**
- 希望する健診機関が健診機関リストまたはKENKOBBOX (<https://www.kenkobox.jp/>) に掲載されていないことをご確認ください
 - 必ず個人名で予約をしてください
 - 特定健診項目（特定健診で受診が義務付けられている検査項目）を満たしている健康診断を予約してください ※特定健診項目を満たしていない場合、補助の対象外となります
 - 発行される領収証もしくは明細書に受診する健診コース・オプション検査の各費用が記載されるかご確認ください
 - ※費用が記載されていない項目は補助対象外となる場合がございます
- STEP.3** **受診する**
- 健診費用全額を健診機関窓口でお支払ください
 - 領収証は必ず受け取ってください
その際、以下の項目の記載があるかご確認ください
- ① 受診者氏名(フルネーム) ④ 健康診断の費用であることを示す但書き(※)
- ② 受診年月日 ⑤ 健診機関の住所・名称・領収印
- ③ 健診費用
- ※コースと併せてオプション検査を実施した場合は、領収証にオプション検査の料金を記載するか、健診機関の価格表または明細書など、単価の分かるものを同封してください
-
- STEP.4** **健診結果を受領する**
- ※健診結果に特定健診項目が記載されているかご自身でご確認ください
 - ※お手元に届かない場合、受診した健診機関へご自身でお問合せください
- STEP.5** **補助金を申請する**
- 『健康診断補助金 事後精算申請書』に必要な事項を記入してください
 - 『領収証貼付台紙』に領収証（原本）を貼り付けてください
 - 申請期間内に、以下の申請書類一式を封筒に入れ(株)イーウェルへお送りください
 - 健康診断補助金 事後精算申請書（表面） 領収証の原本；領収証貼付台紙（申請書裏面）に貼付
 - 健診結果のコピー（定性判定のみでなく、詳細な数値結果が記載されているもの）
 - ※領収証は必ず原本を貼付してください。コピーは補助の対象外となります
 - ※健診結果の原本はご自身で保管してください
 - ※申請書類は個人情報を含む信書に該当するため、送付の際は『簡易書留』等をご利用の上発送をお願いします
 - ※書類の不足・記載不備があった場合、確認のためお電話または申請書類一式を返送させていただく場合がございます
 - ※受理された申請書類一式は、返却ができませんので予めご了承ください
- 【送付先】 〒699-0203 島根県松江市玉湯町布志名767番31
株式会社イーウェル データ管理A係
- STEP.6** **補助金を受け取る**
- 『健康診断補助金 事後精算申請書』に記載された口座へ補助金が振込まれます
 - ※毎月15日までに(株)イーウェルへ到着したものを、翌々月末日にお振込みします
 - 書類不備や健康保険組合に確認が必要な内容などがあった場合は1ヶ月先のお振込みとなる場合がございますので予めご了承ください
 - ※万が一、振込金額に相違があった場合、お手数をおかけしますが(株)イーウェルへご連絡ください

○お問合せ先

事後精算に関するお問合せは、以下へご連絡いただきますようお願い申し上げます。

(株)イーウェル 健康サポートセンター

0570-057091

※上述の電話番号がご利用いただけない場合は [TEL : 050 - 3850 - 5750] をご利用ください。
※個人情報保護の観点から、健康診断を受診されるご本人様以外からのお問合せは受付しておりません。

【受付時間】 9:30～17:30 【休業日】 日曜・祝日・年末年始 (12/29～1/4)